

多賀城市国土強靱化地域計画 第2期【概要版】

第1章 基本的な考え方

- 1 策定の趣旨**
東日本大震災の発生等を契機に、大規模自然災害に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を推進するため、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が施行され、これに基づき、国や県、市町村が様々な取り組みを計画的に実施していくことを目的に計画を定めることとなり、本市においては、令和3年3月に令和3年度から令和7年度を計画期間として、「多賀城市国土強靱化地域計画」を策定した。計画期間が満了することや国や県の動向を踏まえ、より一層、防災・減災に資する取り組みを推進するため、第2期計画を策定するものである。
- 2 第1期計画策定時からの環境変化**
令和4年度に宮城県が新たな津波浸水想定を公表したが、悪条件下において市域の約57%が津波による浸水被害を受けるとの想定が示された。
- 3 計画の位置付け**
基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国の国土強靱化基本計画、県の国土強靱化地域計画と調和を保つとともに、本市の第六次多賀城市総合計画、多賀城市地域防災計画等の各種計画と整合を図り策定するものである。
- 4 計画期間**
令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。
- 5 想定災害**
ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及び大規模自然災害

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

1	基本目標の設定 【国土強靱化の理念を踏まえた目標】
2	事前に備えるべき目標の設定 【基本目標を達成するための目標】
3	リスクシナリオ・施策分野の設定 【事前に備えるべき目標を妨げる事態と回避するための施策】
4	脆弱性の評価 【リスクシナリオに対する現状分析・評価】
5	推進方針 【リスクシナリオを克服するための推進方針】

3 事前に備えるべき目標
基本目標を基に、8つの事前に備えるべき目標を設定
(1) 直接死を最大限防ぐ
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
(3) 必要不可欠な行政機能を確保する
(4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない
(6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
(7) 制御不能な二次災害を発生させない
(8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
事前に備える目標を妨げる事態として、25項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定 ※裏面参照

5 施策分野の設定
(1) 8項目の個別施策分野（個別に推進していく分野）を設定
①行政機能
②住宅・都市
③保健医療福祉
④環境
⑤産業
⑥交通・物流
⑦市土保全
⑧土地利用
(2) 3項目の横断的施策分野（関係機関が連携して推進していく分野）を設定
⑨老朽化対策
⑩リスクコミュニケーション
⑪防災DX ※国・県計画を踏まえ新たに設定した分野

6 脆弱性評価の結果
リスクシナリオ別、施策分野別にそれぞれ実施

2 基本目標
(1) 人命の保護が最大限図られる
(2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
(4) 迅速な復旧復興

第3章 国土強靱化施策の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における国土強靱化へ向けた施策の推進方針を設定する。(リスクシナリオ別、施策分野別にそれぞれそれぞれ実施)

<新規設定、修正を行った主なもの>

	項目	内容
新規	公的機関防災体制の確保(公助)【消防設備等の維持管理】	消防水利、消防団設備の維持管理、火災予防の普及啓発に関すること
	公的機関防災体制の確保(公助)【輸送体制】	支援物資、備蓄物資の供給体制の確保に関すること
	公的機関防災体制の確保(公助)【防災DX等の推進】	防災DXの推進、マイナンバーカードを活用した避難所運営、ドローン機の活用に関すること
	市有財産の保全と積極活用【津波浸水対策】	津波浸水区域内にある行政施設における津波浸水対策等に関すること
	住環境づくりの推進【高齢者施設等の防災・減災対策】	高齢者施設等の耐進化、ブロック塀改修、水害対策等に関すること
修正	ゼロカーボンの推進	CO2の排出削減に関すること
	疾病予防・重症化予防・早期発見・早期治療等の促進【被災者等の健康支援】	被災者等に対する継続的な健康支援に関すること
	公的機関防災体制の確保(公助)【食料、飲料水及び生活物資の確保】	食料、飲料水の備蓄数量の修正、適温食の提供に向けた体制整備に関する修正
	教育環境の保全と運営 社会体育施設等の保全と運営	避難場所となる学校施設(体育館、普通教室、特別教室等)の環境整備に関する修正 総合体育館の移転に関する内容追記

各施策分野の成果を客観的に評価するための成果指標(重要業績評価 KPI)については、原則として、第六次多賀城市総合計画後期基本計画における施策・基本事業の指標を用いる。

第4章 計画の推進

各施策分野における他の市計画との整合性を図りながら、PDSサイクルに従って推進する。
国土強靱化を取り巻く社会環境や社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況を考慮し、適宜計画内容の見直しを行っていく。



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		個別施策分野							横断的施策分野			
			行政機能	住宅・都市	保健医療福祉	環境	産業	交通・物流	市土保全	土地利用	高齢化対策	リカバーステップアップ	防災DX
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生		●				●	●	●	●		
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生	●	●			●	●					
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水		●		●			●				
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	●					●				●	
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●									●	
	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者等への水・食糧等の供給不足	●					●				●	
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				●						●	
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		●	●	●							
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●								●	●	
4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	情報伝達の不備や停止等による被害の拡大	●									●	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下					●	●					
	5-2	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等					●					●	
	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止		●									
	5-4	食料等の安定供給の停滞					●						
6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	●										
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	●	●					●				
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態						●					
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生		●		●				●			
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出				●							
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大					●						
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●			●							
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態										●	
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				●						●	
	8-4	被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態		●	●								
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による文化の衰退・喪失		●		●							